

改正

平成22年3月17日告示第37号

平成25年8月1日告示第60号

平成28年3月11日告示第11号

みやき町障害者移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）のうち、屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会生活参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、みやき町とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等に委託して実施することができる。

(事業の内容)

第3条 この事業は、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等社会参加のための外出に対し、個別支援を行うこととする。

2 サービス提供範囲は、1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、町内に居住する障害者等（法の規定により他市町村が支給決定を行う者を除く。）並びに町内に住所を有しない障害者等で法の規定により町が支給決定を行う者であって、町長が外出時に支援が必要と認めた在宅の者とする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、移動支援事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、事業の利用を決定したときは、移動支援事業利用決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）

により申請者に通知するとともに、利用の決定をした申請者に対し、受給者証を交付するものとする。

(利用の期間等)

第7条 前条の規定による利用承認決定の認定期間は、承認を行なった日から起算して最初に到達する6月30日までとする。

2 利用承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの1月以内に第5条に規定する申請を行なわなければならない。

(利用の変更廃止)

第8条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき。
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用の中止をしようとするとき。

(利用の取消)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他町長が利用を不相当と認めたとき。

(利用の方法)

第10条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、受給者証を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(利用料)

第11条 利用者は、利用料として別表に定める基準により算定した額の10/100の額を事業者に支払うものとする。ただし、外出に際し発生する交通費等は、利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

(利用料の免除)

第12条 町長は、利用者及びその属する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けているときは、利用料の全額を免除する。

(遵守事項)

第13条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日告示第37号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日告示第60号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日告示第11号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

移動支援事業基準額表 (一人1回あたり)

(単位:円)

時間	区分	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
	30分まで		2,540
30分超1時間まで		4,020	1,970
1時間超1時間30分まで		5,840	2,760

1 時間30分超 2 時間まで	6,670	1 時間30分を超え30分増すごと に700円加算
2 時間超 2 時間30分まで	7,500	
2 時間30分超 3 時間まで	8,330	
3 時間超 8 時間まで	3 時間を超え30分増すごとに 830円加算	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)